

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

消費生活の安全・安心の確保のためには、消費生活に関する知識を習得し、正しい情報のもと、適切な行動に結びつける実践的能力を身につける必要があります。また、自らの消費活動が将来にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な消費活動の必要性を理解することが重要です。

三重県では、消費者市民社会の形成に寄与することを目的とし、消費者教育基本方針の基本理念にのっとり、消費者教育を体系的、効果的に推進します。

●重点項目と施策の方向

1 ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施

(部局：環境生活部、教育委員会)

「消費者教育推進法」第3条第3項には「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。」と規定されています。このため、三重県においても、消費者庁の示した各段階における「消費者市民社会の構築に向けて消費者が身につけたい力」をまとめた「イメージマップ」^{※16}を活用し、体系的に取り組んでいくこととします。

2 消費者の特性・場の特性に応じた教育

① 学校教育等での消費者教育の推進(部局：教育委員会、環境生活部)

学校教育においては、「教育基本法」の理念をふまえ、児童生徒等の「生きる力」を育むことをめざしており、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力等の能力を育み、主体性を養うことが目的とされています。

また、新学習指導要領においても「環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習の充実」「情報の活用、情報モラルなどの情報教育の充実」が重要項目として位置付けられています。

しかしながら、消費者問題が、複雑化・多様化する悪質商法の横行、世界各地で拡大・悪化している紛争や環境破壊など、社会情勢の急激な

変化に対応しきれていない現状があります。

学校現場においても、的確に消費者教育を推進するためには、教員一人ひとりの意識づけや指導力の向上が不可欠となっています。

また、子どもたちを取り巻く環境変化のうち、最も関心の高いデジタルコンテンツについては、特に様々な角度から周知・啓発や正しい知識を持つことなどに力を入れていく必要があります。

このため、三重県では教科を超えた教員間の連携や外部機関との連携、消費者教育に関する情報発信や関係者間の情報交換、消費者問題の変化に対応した教材開発や、教員の学習環境の整備を行い、消費者教育を充実させていく取組を進めます。

ア 幼児期における消費者教育の推進

幼児期は、家族や身の回りの物事に初めて関心を持ち、それを取り入れていく基本的な時期です。約束やきまりを守り、欲しいものがあったとしても、時には我慢することを学ぶことが重要です。

イ 小学校期における消費者教育の推進

小学校期においては、1・2学年の生活科、3・4学年の社会科や、5・6学年の社会科、家庭科などで、身近な消費生活と環境、また、物や金銭の大切さについて学びます。

1・2年生では、自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かるための学習を行います。

3・4年生では、身近な生活における消費と環境の学習を通して、生産・販売に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、物や金銭の使い方への関心やその大切さ、また、環境に配慮することの大切さについて学びます。そのうえで「これは本当に自分にとって必要なものなのか」を考えてみる姿勢など、身近な消費生活や生活環境をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を身に付けることを目標としていきます。また、併せて外国とのかかわりにも気づくことができるように配慮しながら、学習を進めます。

また、5・6年生では、3・4年生での基礎的知識を発展させ、具体的事例を取り上げたり、統計や各種の資料などを活用したりしながら、産業と国民生活との関連についても理解できるようにしていきます。

三重県では、このような学習指導要領に基づく適切な教育が行われ

るよう、市町教育委員会の指導主事と連携し、会議などの場で趣旨・内容の周知徹底を図っていきます。

ウ 中学校期における消費者教育の推進

中学校期においては、社会科において、金融の仕組みや動き、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を学ぶほか、技術・家庭科においては、消費者の基本的な権利と責任や、環境に配慮した消費生活とはどのようなものかについて学びます。

具体的には、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに責任を伴うことなどについて理解できるようにすること、消費生活センター等の各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ、消費者としての自覚を高めるようにすること、悪質商法やインターネットトラブルに関する知識を身に付け、自立した消費者になることを目標としています。

特に中学校期はスマートフォン等の情報通信機器やインターネットなどのデジタルコンテンツに、深い知識のない状況で入り込みやすい時期でもあります。このため、三重県では、専門教科以外の教員もデジタルコンテンツ等の基本的な知識が得られる教材の開発や、e-ラーニング^{※17}など教員の学習環境の場の確保と人材育成に取り組みます。

エ 高等学校期における消費者教育の推進

高等学校期においては、家庭科等において、消費行動における意思決定の過程とその重要性や、消費者信用及びそれらをめぐる問題や、消費者市民社会について理解を深めます。

具体的には、お金の管理と計画的使用の必要性、売買契約を締結する際の契約の効果、契約解消の方法、問題となる販売方法による消費者トラブルの事例や救済の仕組みなどについて正しい知識を身に付けること、また、フェアトレード^{※18}や持続可能な消費に関する知識を身に付け、消費者市民社会の形成に寄与できるようになることを目標としています。

高等学校期は、義務教育期を終え、生徒個人が経済社会の中に入っていく最初の時期とも言えます。そこで、契約トラブルの実例や消費者被害の状況等から、契約に関する基本的な知識の習得や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについて理解し、社会において主体的に判断し、行動できる能力を養うことが重要です。

そこで、三重県では、社会人講師等の外部専門家の協力を得ながら、各種の実務教育を実施していきます。

オ 特別支援学校における消費者教育の推進

特別支援学校では、ア～エの取組に準じた学習を行うとともに、特にこれから社会に巣立つ高等部の生徒に対しては、消費者トラブルに遭わないための基本的な知識が得られるよう、消費者教育に取り組むことが必要です。

また、保護者や支援者に対しても、見守り体制の強化に向けて、啓発を行います。

カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進

成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することをふまえ、大学等と積極的に連携し、消費者教育に取り組むことが必要です。

三重県では、大学と連携・協働し、消費者教育に関する検討を行い、啓発を行います。

② 地域社会での消費者教育の推進（部局：環境生活部）

自立した消費者を育成するためには、地域においても消費者教育に取り組むことが重要です。三重県では、消費生活相談だけでなく、商品・サービスの基礎知識や契約知識について情報を発信し、地域の消費生活を支える役割を担っています。

そこで、三重県消費生活センターが消費生活相談や消費者救済だけでなく、消費者教育センターとしても位置付け、商品・サービスの基礎知識や、契約に関する基本的知識に関する情報を発信し、併せて各市町や関係団体と連携して高齢者・障がい者等の見守り体制の強化や、地域における啓発活動を行う人材を育成・活用することにより、消費者教育の推進を図ります。

また、三重県は外国人登録者数が非常に多く（平成 25 年において全国 3 位、県内総人口の 2.34%；法務省在留外国人統計による）、外国人の定住化に伴う消費生活での困り事、悩み事が多様化しているという背景を受け、外国人住民の消費者被害防止、安全・安心な暮らしの確保を図ることも必要です。

ア 高齢者・障がい者に対する消費者教育の推進

啓発活動の一環として、地域で開催される消費者展等に参加し、啓発を行います。また、各地域において、消費生活に関する出前講座等を実施します。

高齢者や障がい者は、人に会う機会や情報を得る機会が少なくなることが多く、そのことに伴って契約トラブルに巻き込まれることも多々あるため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター^{※19}などの福祉サービス関係者による情報提供を行います。

イ 外国人に対する消費者教育の推進

県内に住む外国人住民の消費者トラブルを未然に防止するため、県内の外国人住民（主にブラジル、ペルー、ボリビア、フィリピン、中国など）を対象として、外国人住民が消費生活に関する知識を深めることができるような消費生活啓発パンフレットを作成し、配布・周知を行います。

③ 家庭での消費者教育の推進（部局：環境生活部、教育委員会）

家庭においては、子どもに対して、親をはじめとした保護者が小遣いの与え方を考え、買い物を手伝わせることなどにより、金銭や物を大切にするという意識を子どもに身に付けさせることが大切です。また、オンラインゲームの課金トラブル等が低年齢でも多発していることから、保護者が子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に教育を行っていくことが望まれます。また、保護者自身がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）^{※20}に関する知識を持つことも大切です。

三重県では、家庭でのこのような消費者教育を支援するため、公民館や図書館などの社会教育施設や学校における保護者会・PTA 等への啓発、情報提供等を実施します。

④ 事業者の消費者教育の推進（部局：環境生活部）

事業者は、消費者の声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に活かすことが、企業の発展に不可欠なものとなっています。現在はさらに公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できるような商品やサービスを開発、提供することが求められています。

また、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。

そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につかせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。

このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任（CSR）^{※21}の観点からも有意義です。

三重県においても、各企業のお客サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。

3 多様な主体間との連携

（部局：環境生活部）

地方公共団体は、「消費者教育推進法」第3条の基本理念にのっとり、関係機関との連携・協働のもとに、消費者教育推進の施策を実施することが責務とされています。県は、国との適切な役割分担をふまえて、地域特性に応じた手法や内容により、関係機関と緊密に連携しながら消費者教育を行う必要があります。

三重県では、事業者団体、消費者団体、市町等と連携し、製品等の安全性、公正な商取引、環境保全、情報通信、知的財産権、個人情報など消費生活に関する主な対象領域をテーマにした講座や研修会を実施します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。

加えて、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につながることにより、消費者市民社会の推進を図ります。さらに、事業者のお客相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討します。

その他、消費者が主役となる社会の実現のため、県民、消費者団体、NPO、福祉関係者、弁護士会・司法書士会等の専門機関など、様々な団体と連携、協働することにより、効果的な消費者教育の実施に努めます。

4 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携

「消費者教育推進法」第3条第7項では、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的連携を図ること」を求めています。これらの消費生活に関連する教育の目的や対象範囲はそれぞれ異なりますが、学校における消費者教育活動と重なる部

分も少なくありません。三重県では、これらの教育と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。

① 環境教育との連携（部局：環境生活部、教育委員会）

環境教育は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づいて推進されていますが、持続可能な開発のための教育（ESD）※²²の視点を取り入れた環境教育の実践が重要となっており、環境に対する知識や考えのほか、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性など、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しています。消費生活の足場ともいえる環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育との関わりが深いことから、三重県では、「もったいない」という考え方のもと、県立学校では環境マネジメントを使ったPDCAサイクル※²³を構築し、自発的・主体的な活動を行うことを通して環境教育を進めます。また、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で特に「学校環境デー（6月5日）」を中心として子どもたちに地域の実情に応じて工夫した取り組みを行っています。今後もこのような取組を充実・発展させ環境教育を強化していきます。

また、一般消費者においても、エコドライブの推進、レジ袋の有料化、グリーン購入の啓発キャンペーンなどを通じ、環境に配慮した暮らしを推進することにより、消費者市民社会の形成に努めます。

② 食育との連携（部局：環境生活部、農林水産部、教育委員会）

食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもあります。

また、食品の安全性に関する知識と理解を深めることや、環境に配慮した素材でつくられた食品を選択することは、食品表示の適切な理解や、消費者市民社会の推進と密接な関係があることから、三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めます。

特に、学校での食の教育を進めるためには、学校給食への地場産物の活用割合を高めるなど、子どもたちの農林水産業に対する理解を深める取り組みが必要です。そこで「みえ地物給食の日」を継続して実施し、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品の開発や教育ファーム

を実施していきます。

③ 国際理解教育との連携（部局：環境生活部、教育委員会）

国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えさせることを狙いとしており、内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚する点で、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係しています。三重県では、外国人指導助手（ALT）※24をはじめとした外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。

5 消費生活情報の提供・発信

消費者の安全・安心の確保、あるいは環境に配慮した消費生活の推進、消費者教育の推進のためには、消費者に対して、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することが重要です。

三重県では、情報公開や学習の場の提供、あるいは、報道機関やホームページなど通じて消費生活に関する情報を効果的・効率的に提供・発信します。

また、三重県金融広報委員会※25が実施する金融広報アドバイザーの派遣による金銭教育を実施し、金銭の大切さや計画的な使い方を学ぶ機会、また、県職員による消費生活に関する出前講座を実施し、身近な消費生活について学ぶ機会を提供します。

① 情報公開や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備（部局：環境生活部）

三重県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで商品選択を行えるように、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。

② 効果的で多様な手段を用いた啓発活動の推進（部局：環境生活部）

消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるように、報道機関やホームページ、情報誌、出前講座、講演会などを通じて消費

者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行います。さらに、市町と連携し情報共有を進め、各地域でのイベントに出店して啓発に努めるなど消費者トラブル防止のための取組に活かしていきます。また、消費者が使いやすいように改修した三重県消費生活センターの展示ホールを、さらに展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、消費者が啓発活動を行う際に活用できるようにします。

※16 イメージマップ

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
Ver.1.0								
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に關心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心をもち	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身につけよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを实践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	支え合いがら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険やもの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手帳を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣をつけよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣をつけよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用し、正しい社会をつくらう	支え合いがらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を選択し、契約するともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣をつけよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しないくらしの知識を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な買い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や野金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を实践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し、支え合いがら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知らう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身につけよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いがら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣をつけよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いがら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」として考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣をつけよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いがら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。